

大连海洋大学
北海道大学大学院水产科学研究院・水产学院・水产学部
学术交流协议

大连海洋大学和北海道大学大学院水产科学研究院、大学院水产学院、水产学部
年来在水产科学、海洋科学以及相关学科的合作与交流中，取得了可喜的成绩，为了进一步
扩大交流与合作，促进两校共同发展，经友好协商，达成如下协议：

- (1) 维护双方共同利益、促进研究人员的交流；
- (2) 促进研究生及本科生的交流；
- (3) 促进双方相关领域的共同研究；
- (4) 互相协作利用现有设施和设备培养青年研究人员；
- (5) 进行出版刊物及学术期刊交流；

接纳研究人员及学生的工作应在可能的范围内进行。关于两校交流的财政支出，可根据
具体的交流项目再作商议。

本协议书自签字之日起开始生效，有效期为5年，经双方协商可更新、修改及终止本
协议。

本协议用中文和日文做成，两种文本具有同等效力。

大连海洋大学

校长：



2015年10月9日

北海道大学大学院水产科学研究院
大学院水产学院 水产学部
研究院长・学院院长・学部部长：

安井肇

2015年10月9日

学 術 交 流 協 定

日本国，北海道，函館市
北海道大学大学院水産科学研究院・大学院水産学院・水産学部
並びに
中華人民共和国，遼寧省，大連市
大連海洋大学

北海道大学大学院水産科学研究院・大学院水産学院・水産学部と大連海洋大学は、水産科
学，海洋科学及び関連する諸科学におけるこれまでの協力と交流の実績を評価し，これをさら
に発展させるため，学术交流協定を締結する。

北海道大学大学院水産科学研究院・大学院水産学院・水産学部と大連海洋大学とは，以下
について同意する。

- (1) 相互の利益のために研究者の交流を促進する。
- (2) 大学院学生及び学部学生との交流を促進する。
- (3) 相互に関心のある研究分野における共同研究を促進する。
- (4) 現在の施設並びに設備による若手研究者の養成に協力する。
- (5) 出版物や学術情報の交換を行う。

研究者及び学生の受け入れは，可能な範囲で行う。両大学間の交流のための財政措置につ
いては，個別の具体的事例に則して打ち合わせするものとする。

この協定は，調印の日から5年間有効とし，両者の協議により更新、修正及び終了するこ
とができるものとする。

この協定は，日本語及び中国語により各2通作成し，両者が各1通ずつ保管する。作成さ
れたこれらの文書は等しく正文である。

北海道大学大学院水産科学研究院・
大学院水産学院・水産学部
研究院長・学院院长・学部部长

大連海洋大学
学 長

安井肇

2015年10月9日

安井肇

2015年10月9日

大连海洋大学
北海道大学大学院水産科学研究所・水産科学院・水産学部
学生交流备忘录

大连海洋大学与北海道大学大学院水産科学研究所・水産科学院・水産学部之间的
交流基于已签署的学术交流协议，依照以下各条实施：

1. 派遣学生（本科生或研究生）的选拔每次应首先由派遣大学进行，经接收大学同意后，方可取得入学许可。原则上，学生必须在两大学规定的期限内提出申请。
2. 学生的留学时间原则上为一年。
3. 双方大学一年中最多可相互派4名学生。
4. 为了便于听讲及研究，学生在留学之前必须学习接收国家的语言。
5. 北海道大学大学院水産科学院及水産学部の学生由大连海洋大学研究生部和相关院系接收，身份为“非正规学生”。
大连海洋大学的学生由北海道大学大学院水産科学研究所及水産学部接收，身份为“特别研究学生”或“特别听讲学生”。
学生有继续取得派遣大学学位的资格，但没有取得接收大学学位的资格。
6. 学生根据派遣大学的课程要求，可以在接收大学申请学习部分相关专业课程。
7. 接收大学向派遣大学提交各交流学生的学习成绩证明书，以派遣大学的规定为基准，由派遣大学进行学分认定。
8. 接收大学不收取学生的审定费、入学金及学费。
9. 接收大学帮助学生找到价格合适的宿舍。
10. 学生须自己支付宿舍费、健康保险费在内的相关费用。
11. 此备忘录自签署之日起生效，有效期限为5年。如有修改的必要，可经双方协商进行。

大连海洋大学

校长：

2015年10月9日

北海道大学大学院水産科学研究所
大学院水産科学院 水産学部
研究院长・学院院长・学部部长：

2015年10月9日

北海道大学大学院水産科学研究所・大学院水産科学院・水産学部と
大连海洋大学との間における学生交流に関する覚書

北海道大学大学院水産科学研究所・大学院水産科学院・水産学部と大连海洋大学との間における
学生交流は2015年10月9日に締結された学術交流協定に基づき、次のとおり実施する。

1. 派遣する学生（学部生あるいは大学院生）の選考は、その都度先ず派遣大学が行い、その最終選考は受入れ大学が行い、入学を許可する。申請は、原則として、各大学の定める出願期限までになされなければならない。
2. 学生の在学期間は、原則として、1年以内とする。
3. 両大学は、1年に最大4名までの学生を相互に受け入れるものとする。
4. 学生は受入れ大学に入学する前に、聴講及び研究ができるように可能な限り受入れ国の言語を習得しなければならない。
5. 北海道大学大学院水産科学院又は水産学部の学生は大连海洋大学の関連する大学院又は学部のいずれかに受入れるものとし、大连海洋大学における受入身分は「非正規学生」である。大连海洋大学の学生は北海道大学大学院水産科学院又は水産学部のいずれかに受入れるものとし、北海道大学大学院水産科学院又は水産学部における受入身分は「特別研究学生」又は「特別聴講学生」とする。
学生は、引き続き派遣大学での学位取得資格を有し、受入れ大学での学位取得資格を有しない。
6. 学生は、受入れ大学における授業科目の履修を申請することができる。ただし、受入れ大学は、履修上の制限がある科目について、交流学生を受講を許可しない権利を有する。
7. 受入れ大学は、派遣大学に各交流学生の学業成績証明書を送付するものとし、派遣大学の規定に基づき派遣大学が単位認定を行うものとする。
8. 受入れ大学は、当該学生から検定料、入学金及び授業料を徴収しないものとする。
9. 受入れ大学は、学生が適正な価格の宿舎を見つけ得よう助力するものとする。
10. 学生は、宿舎費、健康保険費を含めて自己に関わる経費を支払う責任があるものとする。
11. この覚書は、調印の日から効力を生じ、有効期間は5年とする。ただし、修正の必要がある場合は双方の合意により行うものとする。

北海道大学大学院水産科学研究所・
大学院水産科学院・水産学部
研究院长・学院院长・学部部长

大连海洋大学
学 長

2015年10月9日

2015年10月9日